

令和元年



とまり

# 議会だより



北海道町村議会議員研修会（6月25日：札幌コンベンションセンター）

No.173

令和元年9月 発行

発行／泊村議会 責任者／議長 宇留間文宣

〒045-0202  
北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7  
TEL 0135-75-3451

令和  
元年

# 第2回 定例会

会期 6月13日～17日



行政報告をする牧野村長

令和元年第二回泊村議会定例会は、去る六月十三日に招集され、冒頭、牧野村長により五月十七日に発生した交通事故に対しての謝罪がありました。

その後、会期を十七日までの五日間と決定した後、議長の諸般の報告、村長から行政報告、教育長からの教育行政報告が行われた後、議案第一号の人事案件と議案三件を審議採決、その他の議案八件の提案理由の説明を受け、延会としました。

十四日は、議案等調査のため休会とし、十七日に再開し、一般質問が行われ、引き続き、議案八件、議員派遣を審議し、いずれも原案のとおり可決し、閉会しました。

## 行政報告

### 牧野村長

平成三十年度泊村各会計予算に係る決算額について

一般会計については、歳入決算額三、九七四、四八一、五九三円、歳出決算額三、八八七、六一九、八七四円、剰余金八六、八六一、七一九円となりました。

国民健康保険特別会計については、歳入決算額七一、七三〇、六九四円、歳出決算額六八、三八七、二三一円、剰余金三、三四三、四六三円となりました。

簡易水道事業特別会計については、歳入決算額八五、七二一、八七九円、歳出決算額八五、三七七、一四四円、剰余金、三四四、七三五円となりました。

後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額二七、五三〇、六一六円、歳出決算額二七、五一〇、三〇六円、剰余金二五、二一〇円となりました。

集落排水事業特別会計については、歳入決算額四六、九九四、六七七円、歳出決算額四六、九九〇、四三七円、剰余金四、二四〇円となりました。

公共下水道事業特別会計については、歳入決算額三一四、八九六、〇二四円、歳出決算額三一四、

## とまり議 会 だ よ り

八二二、一六四円、剰余金七二、八六〇円となりました。

一般会計と特別会計の合計で、歳入決算額四、五二一、三六〇、三八三円、歳出決算額四、四三〇、七〇八、一五六円、剰余金九〇、六五二、二二七円となりました。

### 安定ヨウ素剤の配布について

五月二十六日(日)、住民の皆様へ安定ヨウ素剤について十分に理解していただくことを目的に住民説明会を開催しました。

当日は、二十二名の方に参加いただき、説明会後には、安定ヨウ素剤服用に係る事前問診と安定ヨウ素剤の配布を実施しました。

泊村全体の対象人数一、五〇五名に對しまして、一、一五四名への事前配布が完了し、配布割合は、七十七%となっております。

今後も、説明会を開催し、原子力防災知識の普及・啓発と安定ヨウ素剤の事前配布率向上に一層取り組んでまいります。

### 地方創生推進交付金事業について

(積丹の町村連携による地域商社)

ナマコとウニから始まる輸出拡大、

戦略的な生産体制の構築)

積丹半島地域の水産業の活性化を図るべく、平成二十八年度に積丹半島地域活性化協議会を設立し、地方創生事業にてナマコ・ウニの増養殖事業及び地域商社事業を進めてきました。

泊村においても、ナマコ増養殖事業として古宇郡漁協へナマコ礁の設置や種苗購入、追跡調査等に対して支援を実施するとともに、地域商社事業につきましても3町村(岩内・泊・神恵内)2漁協(岩内郡・古宇郡)で構成する積丹半島地域活性化協議会への補助や地域商社として設立した(株)キットブルーに対する運営費補助を行い、地域産品のブランド化(海外輸出等含む)に向けた取組みを実施いたしました。

### ○地域創生推進交付金事業

【平成三十年度事業実績】

●ナマコ増養殖事業

実績額 四九、一九四千円

・ナマコ礁設置 海水循環給餌ナマコ礁他資源量調査、追跡調査他

二二、二七四千円

・ナマコ種苗購入

四十万個購入 二五、九二〇千円

●積丹半島地域活性化協議会運営費補助金

実績額 八、八五六千円

・協議会運営費補助

(協議会運営委託、事業報告会他)

●地域商社運営費補助金

実績額 五、四〇〇千円

・商社運営に係る費用補助

(旅費・委託料・ナマコ加工料等)

・活ナマコ購入・加工、塩水ウニ仕入・販売他

### 【令和元年度地域商社事業について】

今年度の売上計画を四二、五〇〇万円(ナマコ・ウニ販売他)とし、顧客の確保と販路拡大等へ向けて取り組んでいきます。

具体的には、国内でのインバウンド客を対象とした土産品販売や海外レストランへの直接的なアプローチを展開予定。

また、機能性を活かした製品開発については今年度実施せず、既存の商品のマーケティングに注力し、一定の結論を導き出す予定。

### 令和元年度消費活性化事業について

(夏季プレミアム商品券発行事業)

近年、泊村における商工業は、地元商店の売上減少、消費者の近隣大型量販店等への流出など、地域経済は低迷を続けている状況であります。

このような不況の中、例年実施しているプレミアム商品券発行事業は、額面よりプレミアム分お得に商品やサービスの購入が可能となるため、消費者

の購買意欲を刺激するとともに、商品券の使用可能な村内商店等においても消費に一定の経済効果があると考えられます。

今年度においても、村として村外への販売力流出を阻止し、地域商工業の消費拡大と活性化を図ることを目的とし、「プレミアム商品券発行事業」を実施いたします。

### 【プレミアム商品券発行事業の概要】

※一セット一二、〇〇〇円分の商品券を一〇、〇〇〇円で販売、一人五セットまで購入でき、家族の分まで購入できる。

○実施主体 泊村

○実施方法 泊村商工会と委託契約し、事業を実施

○委託金額 一、〇〇〇千円(プレミアム分)

+印刷代等経費

○発行総数(セット数) 五、五〇〇セット

(前年度実績より検討)

○プレミアム率 二〇%

○委託期間 令和元年五月三十一日

○販売期間 令和元年十月十五日

〜売り切れまで

○使用期限 令和元年九月三十日

○取扱店 村内商店 五十六店

(予定)

※平成三十年度からの変更点

・発行セット数

六千セット↓五、五〇〇セット

・販売日

販売開始日は、六月十五日(土)からで、翌日十六日(日)も販売。午後二時までを予定。

## 教育行政報告

### 森教育長

#### 学校教育関係

四月十八日、全国学力・学習調査が行われました。

本村の小学六年生十六名、中学三年生十四名が調査を受けてました。

今年度は、国語、算数・数学の他、中学校英語も調査対象となりました。

調査結果につきましては、八月に判明しますので、次回定例会においてご報告申し上げます。

五月三十一日に、泊中学校陸上記録会が実施されました。

今年のテーマは、『一致団結くCa reer High』チーム一丸となって協力・応援し、自己最高の記録を求めて取り組もうということで、全校生が記録に挑戦しました。

先生方が見守る中、生徒が中心となって、準備運動や係の活動等を行い、競技中の生徒同士の励ましの声や

拍手、保護者の皆さんの温かい声援がたくさん見られた記録会でした。

六月一日には、泊小学校大運動会が実施されました。

児童会では、今年のテーマ『協力！全力！スマイルだらけの運動会！』を掲げ、たくさんの保護者や地域の皆さんの声援を受けて、児童全員が最後まで精一杯、競技や演技に頑張っていました。

また、先生方とPTAがしっかりと連携し、児童の活動を盛り上げており、心に残る運動会となりました。

次に、泊村での学校運営協議会を組織したコミュニティ・スクールの導入について、六月五日に、第三回の運営協議会準備会を開催し、さらに広く地域の皆さんの理解を得るために、学習会開催などを進めて行くことが話し合われました。

#### 社会教育関係

寿大学の事業ですが、四月十九日に開校式を行い、続いて五月二十三日に修学旅行を実施しました。

豊浦・蛇田町方面に向かい、北の湖記念館を見学したり、京極やニセコ町の道の駅で休憩、買い物をしたりし、思い出に残る楽しい一日を過ごしてまいりました。

例年行われております、「花いっぱい運動」については、五月二十四日に、各老人クラブの皆さんのお手伝いをお願いし、公民館前と米田商店横の花壇にマリーゴールドを植えました。

また、二十四ヶ所の施設等に花苗を届け、お世話のお願いをしまりました。

六月九日には、フラワーロードの会員の皆さんを中心に、ボランティアの方々の参加もいただき、役場庁舎前の花壇にペゴニアの苗を植えました。

例年のごとく、道行く人たちが多くの村民の心を和ませてくれるものと思っております。

次に、公民館における取組みですが、六月一日から七月二十五日まで、北海道文学館との共催による「ミニ巡回展くワン・ニヤン！どっちも大好き」の企画展をロビーで開催しております。機会がありましたら、是非、ご覧になっていただきたいと思っております。

八月には、岩宇出身者の著書や泊村に関係する古い出版物を展示しての企画展を開催する予定であります。

#### スポーツ大会状況

バレーボール少年団の泊ウィーズですが、四月二十八日に開催された、「後志小学生バレーボール春季大会」にお

いて、岩内から二名の選手協力を得ましたが、健闘し、見事優勝しました。

個人競技では、四月に行われた「小樽地区小学生バドミントン大会」において、四年生の野崎ことみさんが三位となり全道大会への切符を手にしました。

五月に行われた「わんぱく相撲岩内場所」では、二年生の工藤大和君が見事優勝しました。

また、同じく五月に開催された「全後志地区少年柔道大会」において、六年生の加藤田悠晴君が二位となりました。

中学校関係では、泊中学校野球部が、「後志中学校軟式野球大会」で三位、「後志ベースボールクラシック大会」においても三位を勝ち取りました。

個人競技では、「後志春季バドミントン大会」において、二年生の小森李音さんがベスト八となりました。

以上、スポーツ関係ですが、今後の活躍が期待されます。

#### 管理する施設の利用状況(五月末現在)

##### 『泊村アイスセンター』

これまで、二、九〇三名の利用者があり、前年対比三〇八名の増。

##### 『練御殿とまり』

今年のオープンが四月十三日、これまで、五二九名の入館者があり、前

# とまり議 会 だ よ り

年対比二三八名の増。

## 『とまりカブトラインパーク』

今年のオープンが四月二十日で、これまで、五三九名の利用者があり、前年対比九三名の減。

### 審議した議案

監査委員の選任に付き同意を求めることについて……………原案同意

(起立採決 賛成者六名、反対者一名)  
泊村監査委員(知識経験)として、沼畑 智氏が同意され、再任されました。

工事請負契約の締結について……………原案可決

一. 工事名

泊浄水場改修工事(建築主体)

二. 契約金額 一五四,七七〇千円

三. 契約の方法 指名競争入札

四. 契約の内容

○泊浄水場管理棟

外壁：防水複層塗材

一八〇.〇㎡

屋根：ブルーフ防水

一六九.〇㎡

サッシ改修：十五ヶ所

○緩速ろ過池棟

外壁：防水複層塗材

三八六.〇㎡

屋根：ブルーフ防水

七三五.〇㎡

サッシ改修：十八ヶ所

ろ過池防水：一九六.〇㎡

ろ過砂更新：一五九.二㎡

○配水池棟

外壁：防水複層塗材 七八.〇㎡

屋根：ブルーフ防水 四六.二㎡

サッシ改修：六ヶ所

五. 工期

自 令和元年六月十八日

至 令和二年二月二十八日

六. 契約の相手方

佐竹・茅沼特定建設工事共同企業体

代表者 佐竹建設株式会社

一. 工事名

泊浄水場改修工事(機械設備)

二. 契約金額 一八五,九〇〇千円

三. 契約の方法 指名競争入札

四. 契約の内容

機器更新

引込開閉器盤・動力制御盤・計装盤作業用電源盤・濁色度計・残留塩素計・配水池水位計・流量計・無停電電源装置・テレメーター継電器盤各種弁・バルブ更新

五. 工期

自 令和元年六月十八日

至 令和二年二月二十八日

六. 契約の相手方

新栄・マリノ特定建設工事共同企業体

代表者 新栄クリエイト株式会社

工事請負契約の締結について……………原案可決

一. 工事名

盃地区防災避難路整備工事

(二工区)

二. 契約金額 一五六,二〇〇千円

三. 契約の方法 指名競争入札

四. 契約の内容

興志内村避難路

L 〇八三. 七六m

L 〇七九. 五七m

十八本

鋼管杭

九基

照明施設

L 〇五〇. 〇〇m

鋼製階段

L 〇五〇. 〇〇m

鋼管杭

九本

五. 工期

自 令和元年六月十四日

至 令和二年二月二十八日

六. 契約の相手方

茅沼建設工業株式会社

一. 工事名

盃地区防災避難路整備工事

(二工区)

二. 契約金額

五一,七〇〇千円

三. 契約の方法

指名競争入札

四. 契約の内容

盃旧神社避難路

鋼製階段

L 〇七六. 六二m

L 〇三九. 三〇m

鋼管杭 七本

照明施設 六基

五. 工期

自 令和元年六月十四日

至 令和二年二月二十八日

六. 契約の相手方

株式会社 山二工業

工事請負契約の締結について……………原案可決

一. 工事名

公営住宅外壁改修工事

二. 契約金額 九六,五八〇千円

三. 契約の方法 指名競争入札

四. 契約の内容

茂岩地区公営住宅(H二二)

(RC造 一棟六戸)

外壁：ネット張工法の上、防水型

複層塗材 四八一.五㎡

屋根：アスファルト防水

一八五㎡

盃地区公営住宅(H三)

(RC造 一棟四戸)

外壁：ネット張工法の上、防水型

複層塗材 二七四.三㎡

屋根：ガルバリウム鋼板

カバ工法 二六九.二㎡

滝の澗地区公営住宅(H一四)

(RC造 一棟二戸)

外壁：ネット張工法の上、防水型

複層塗材 八一四.六㎡

屋根：ブルーフ防水

カバ工法 六二六.四㎡

五. 工期

- 自 令和元年六月十四日
- 至 令和二年二月二十八日
- 六. 契約の相手方  
佐竹・工藤・廣川経常建設共同企業体

代表者 佐竹建設株式会社

- 動産の取得について……………原案可決
- 一. 備品名  
超音波画像診断装置
- 二. 契約金額 一九,五四八千円
- 三. 契約の方法 指名競争入札
- 四. 備品の仕様  
装置本体プロローブプリンタ
- 五. 契約の相手方  
セントフィールド株式会社

### 条例の制定

泊村森林環境譲与税基金条例の制定について……………原案可決

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律及び森林環境税及び林新環境譲与税に関する法律施行規則が平成三十一年三月二十九日に公布され、これらの施行にあたって、森林環境税を活用し、効果的な森林整備を行うため、条例を制定し基金を設置して行わなければならないための条例の制定です。

泊村半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について……………原案可決

国の法律により、半島振興を進めるために資本金等、一定の要件を満たした事業者に対し、固定資産税の減免等を行っていくもので、それらにより企業の育成並びに国土の均衡ある発展を図るものとした条例の制定です。

【積丹半島の該当町村】…八町村  
余市町・共和町・岩内町・神恵内村・積丹町・古平町・仁木町・泊村

### 条例の改正

泊村税条例等の一部改正について……………原案可決

平成三十一年三月二十九日に、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、原則として平成三十一年十月一日から施行されることに伴い、規定の整備等の一部改正です。

### 規約の変更

北海道市町村総合事務組合規約の変更について……………原案可決

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について……………原案可決

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について……………原案可決

以上の三件は、平成三十一年三月三十一日を以って、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合、平成三十年三月

三十一日を以って、十勝環境複合事務組合が解散したことに伴い、それぞれの規約を変更するものです。

### 補正予算

令和元年度古宇郡泊村一般会計補正予算(第一号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ一六,七六〇千円を追加し、総額四,二九六,七六〇千円としました。

【歳入の主なもの】

・プレミアム付商品券売払収入  
一〇,〇〇〇,〇〇〇円増

【歳出の主なもの】

・プレミアム付商品券交付金  
一,二,〇〇〇,〇〇〇円増

## 議会を傍聴してみませんか

### 手続きは簡単です

住所・氏名・年齢を受付簿に記入するだけの簡単な手続きです

### お気軽にどうぞ…

定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回です。  
臨時会は、必要に応じて随時開きます。



第2回 定例会 風景

# 一般質問

滝本 一訓 議員

□ 住宅家賃助成について  
□ 塵芥処理業務委託について

飯田 有一 議員

□ 各種事業の見直しに関する事について  
□ 中央バスの増便と  
岩内町の循環バスについて

長尾 透 議員

□ 泊村から岩内町へ通学する生徒の  
定期券の無償化について

## 滝本 一訓 議員

### 住宅家賃助成に ついて

ついて



昨年、四月から、公営住宅に住んでいる住民に対する家賃助成を廃止しました。公営住宅の助成がなくなると、家賃が上がり支払うことのできない若い住民が、公営住宅から出なければ生活できない現状があると思います。

以上のことから、住宅の家賃助成について質問します。

一、少子高齢化が進んで、人口が減少し、活気のない村になってしまうのではと思うのですが、村長はどう考えていますか。

二、昨年、公営住宅に住んでい

る住民に対する家賃助成を廃止したのは、どのような理由からですか。

三、定住促進政策で助成し、この村に住んでいてよかった、住み続けられる人を増やすためにしてきた政策を何故変えたのですか。

公営住宅への家賃助成を廃止することは、大きな政策の転換なのだから、選挙で公約してからすべきだったと思いますが、どう思いますか。

四、民間企業が経営しているアパートに助成が続いているのは何故ですか。アパートが満室で、公営住宅が空いている実態はおかしいと思います。村長はどのようにお考えですか。以上をお伺い致します。

宜しくお願致します。

## 牧野 村長

四点に分けて、ご質問されておりますので、順番にお答えしていきたいと思えます。

まず一つ目は、少子高齢化という今日の時代を迎えて、全国的に進程している状況でございます。

このような状況で、本村におきましても、人口減少の歯止めをいろんな施策の中で進めて来ている訳でございます。

ご承知のとおり、平成十年からの定住促進奨励事業により、住民福祉サービスの向上と活性化を図るべき事業と

して、今日の仕事をしている訳でございますけれども、特に、生活上の向上を図る雇用の職場が少ないという、こういう要因から、それに合わせて、若者の流出とか出生率の減等ということで、これらも大きな要因となっております。

今言ったことは、人口減少の理由をお話しさせていただいている訳でございますけれども、こういう中で、今、私もいろんな施策を進めているところでございます。『活気のない村になっちゃうのではないか』というご質問ですけれども、こういう事業を進めながら、村の繁栄を進めて行きたいと思えます。

特に、水産の振興等も含めて、この事業を展開して、村の助成できる範囲以内で、活気がある村づくりをして行きたいと思えます。

二番目のご質問ですが、昨年、「公営住宅に住んでいる住民に対する家賃助成をどうして廃止したか」というご質問でございますけれども、これは、公営住宅法という形の中で、低所得者の入居ができる住宅を村は今まで進めてまいりました。

国からの助成を受けて建設して、公募し、住民に貸与しているこの住宅でございますけれども、この住宅に対する助成というものを北海道の方から、本村に早急な改善を求めてられておりました。

村も、この事業を進めて来ている中

で、いろんなお話しを道の方にしながら、抑えていたところなんですけども、これはもう、検討してもらわなければならぬという、そういうお話が強く出てまいりまして、村としても、家賃助成をしているこの公営住宅に入っている方々、収入超過者や高額の所得者については、これは、問題であるというところのご指摘から、私ども、公営住宅に入居される方々の助成を廃止させていただきます。

このお話も、議会と協議をしながら、平成二十八年度に、公営住宅の家賃助成を廃止することを決定した訳でございますけれども、一年間その猶予を以って、住民の方々に説明申し上げて、実際には、平成三十年年度から、この制度を取り止めさせていただいたという経緯でございます。

三番目につきましては、公営住宅に住んでいる方々の中で、住んでいる方々がいろんな形で移転されるという形の中であつて、どこでございませうけれども、これについては、「村長は公職選挙法にこれをという公約の中でお話すべきではないか」というご指摘でございますけれども、私は、そういうことにはならないなどこのように私自身はそう思っております。

四番目につきましては、民間企業がという形の中で、これは、一般の個人の住宅もそうなんですけども、助成が続いていることに対して何故かというご質問と公営住宅が空いているのはど

うしてなのかと、そういうようなご質問でございますけれども、この事業は、私ども、公営住宅の関係で助成していた時点、更には、民間アパートの関係の住宅の助成というものは、民間アパートができる前からこれらの助成というものを私どもは進めておりまして、民間アパートや個人の住宅に入っている助成ということについては、今言ったような形で、公営住宅と相違しるところでございますので、これを廃止させていただきます。

住宅につきましても、民間の住宅、アパートの住宅も含めて、これらが、やはり、今の助成制度を廃止した場合には、いろんな人口の流出、更には、人口減少も含めてでございますけれども、これについては、今言ったような公営住宅の関係等の相違がありますので、活性化を進めるという意味合いから、この事業は、私は継続して行きたいと思っております。

その他にも、活性化の理由としましては、住民の福祉サービス・医療政策、更には、総合的な施策等も一環としてある訳でございますけれども、それらを含めまして、村の繁栄のために仕事をさせていたいただきたいと思っております。

実際に、今、公営住宅が十二戸空いております。

先般、公営住宅の選考委員会を開いて、五人が入居されることに決定されて、今現在、十二戸空いているという、

こういうような状態でございます。岩宇も調べておりますけれども、それぞれの町村も、やはり、公営住宅の空いてるところは多々ありますので、なかなか厳しい状況にあるのではないかなどこのように思っているところがございます。

滝本一訓議員(再質問)

一番の村長に答えてもらったんだけど、私が村長と面談した時に、「家賃助成がなくなると、若い人がどんどん減っていく」ということで話をしたんですが、村長は、「出て行っても仕方がない」と言ったが、私は、村長の考えは、間違っているのではないかなと思っておりますが、何故そういうような「出て行ってもいい」とかかっていう発言をしたのか、ちよつとわかりません。

どうしてなのか、お聞きしたいと思っております。

二番目、家賃のことなんですけども、よく役場から言うのには、「補助してたのは、違法だから」と言っていましたけれども、住民に、ちゃんと違法なことをやって来たこと説明して、ただ違法だからでなく、納得のできるやり方、村長の責任をどう考えているのか、お聞きしたいと思っております。

それから、三番目、村長として、住

民生活に大きな負担ができることで大事なことなから、やっぱり、私は、選挙で公約して、後出しじゃんけんするようなやり方は、余り良いことではないのではないかなと思っております。

四番目、昨年の村政懇談会で、「公営住宅の家賃助成を廃止したのだから、民間アパートの助成も私はやめるべきだ」と言いました。

そういう中で、村長に「民間アパートの何か約束事がないのですか」と村長さんに、村政懇談会で聞いたんですけれども、村長は「約束事はありません。」と言う。そして、「口約束もありませんか」と言ったら、「ない」と言っていました。

そこで、私、村長と村長室で面談した時に、同じことを聞いて、村長は、「民間アパートの業者とは約束はありません」と、「口約束もありません」と言ったんですけども、泊村長として、今の民間業者との覚書を見せて、初めて、村長が「覚書があります」と言っていました。

そのことは、「違法なんだから」と言つて、牧野浩臣個人と民間アパートの業者と覚書を交わしていることも、村長は認めました。

村長は、それでもまだ違法でないと言っていますが、違法でないのでしょうか。

それと、泊の民間アパートの家賃は、八万円、岩内の新築アパートで六万五千元、泊は、村からの助成が



五万円、本人負担が三万円、この助成を今、話を聞くと言つてますが、民間だけの助成を続けるのは間違っているという声がたくさんあります。

民間への助成はやめるべきで、不公平過ぎるのではないかと。

村長は、滝本と面談した時に、「民間アパートの助成は、段階的に引き下げる」ような話をしていたのですが、それは、どうなのですか、お聞きします。

### 牧野村長

まず滝本さんにお話ししたいんですけども、ご質問にある内容について私がお答えするという形をとつてます。

これに記載されていないことについての案件は、私がお答えし兼ねないというふうな考え方もつています。

ただ、最初にお話しされた、まず、私の回答なんですけれども、「入居者が出ていっても仕方がない」という、私は、そういうお話しはしたことはございません。

あくまで、「法律的にこういう内容であるからこうなんですよ」ということでの話をさせていただいたと、私は記憶しております。

そこら辺、ご質問について、お間違いないようにしていただきたいと思います。

あと公職選挙法の関係だとか、それから、家賃助成に対する私の質問の中での答えの中で、今、追加して、覚書のお話しもさせていただきましてけれども、これについては、村政懇談会の時の話の内容が、私と滝本議員さんおっしゃっていることの質問が相違しているから、私はそのような今、議員さんがお話ししたような形の中で、私がお答えしましたけれども、役場での話のことについては、それは、それなりに、ご提示あった内容については、ご説明申し上げて来たということ、私は記憶しております。

それと、「民間との関係につきましてと公営住宅の家賃の助成ということ、はどうして廃止すべきなのか」というご質問については、先程もお答えしたように、法律的な関係から、公営住宅はやむを得ず助成は断念したと。

民間アパートにつきましては、そういう事情つていうことにはございませぬので、村が支援できる財政上の関係からするとできるものという考え方で考えて、今、実際進めているところ、でございますので、そのような考え方で考えたいと思つております。

### 滝本一訓議員(再々質問)

一番の村長が、「出て行っても仕方がない」と、何か言つてないというふうな言い方してましたけど、どういうことですか。

### 牧野村長

言つてないというのではなくて、効率的にこういうふうな形になつていくから退去される方については、これは、こういう事情だからやむを得ないだろうと、そういうお話しで私はさせてもらつた。

ただ、それだけで捉えられてお話しされたら、私は、逆に言えば誤解されるという形になりますので、私は、そういうご回答はしてません。

### 滝本一訓議員(再々質問)

私も、村長と面談した時に、私もテープ録つてたし、それから、役場側もテープを録つてましたからね。

私は、そういうので捉えてるのでなく、そういうことを聞いて、村長が「村から出て行つても仕方がないよ」つていうようなことをちゃんと言つてましたからね。

お互いにテープ録つてて、私も、昨日全部テープ聞いたんですよ。

したからやっぱり、言つたことにはちゃんと責任持つて、泊の村長さんだから、やっぱり、ちゃんと責任のある話し方をしてもらいたいと思つています。

それだったら、皆さんに、私が嘘を言つてるかどうかって公開すればいいことであつて、私は言つたことを話してるんであつてね。言つたことに答えてもらいたいと思つています。

それと、この二番目のことなんですけども、私は、やっぱり違法なことをやって、今まで来たんだからつて言つてるんだつたら、村民に、ちゃんと説明して、そして、理解してもらつてやるようなやり方がいいんでないかなと思つてます。

ただ、よく役場の人に聞けば、「道から言われたから」とか何とかがつていうこと言つてますけど、住民にちゃんと説明して、して、助成をなくするにしても、ちゃんとそういうことすべきでないでしょうか。

そして、村民の納得を得るといふことが一番大事なんではないでしょうか。

それから、三番目は、こういう大事なことはね、村民に「私はこういうこととします」とか言つて言つてやればね、何もスムーズに進むことであつてね、選挙終わつてから、後出しじゃんけんみたいなようなやり方は、余り好ましくないのではないかなと思つています。

それから、四番目なんですけどもね、民間には、そういうふうにして助成は続ける。こういうことを私が今言ったとおりなことを村長が言っておきなから、して、村長は、その時に言ってるのは、「泊のアパートが八万円、岩内が六万五千円で自分自身がびっくりした」と言っていました。

だから、こういうこと、助成なくするためにもね、やっぱり、民間アパートのやつは、「段階的になくしていく。」っていうようなことを言っていました。

私は、昨日テープ録ったものをお互いに録ってたから、聞いてもらえば一番わかるんですよ。

やっぱり、そういうことを言ったことに、泊村長として責任があること言ってもらいたいと思います。

## 牧野村長

今、ご質問の中で、聞く方とお話しする方とのいろんな相違があるということ、私は、私は十分把握してございます。そういう中で、最後の民間アパートの負担の関係につきましては、これは、議員と村長室で、私、お話し申し上げて、やはり、家賃助成につきましては、やはり、村としても、段階的にこれは下げていく必要があるかと、そういうことはお話ししましたけれども、なくするということをお話しはしてござい

ません。

そういうことで、私は、そのことをお話ししたことがありますけど、なくするということについてはお話ししておりませんので、その辺お間違いならいようにしていただきたいと思います。

## 滝本 一訓 議員

### 塵芥処理業務委託について

先般、塵芥処理業務に伴う事務監査請求の結果が三十年一月に報告されましたが、その結果内容に不満が残るものでした。

この件について、次のとおり質問致します。

一、村長は、減俸三〇%、二カ月の処分をしましたが、私はもとより、事務監査請求に伴う署名をした村民からは、「村長、職員の処分は甘い」との声が出ています。

村長は、この処分について適切だとお考えですか、お尋ねします。

二、村長に、泊村行政相談員に対する相談に関する件で、以前に、書面で返答を求めましたが、未だ返答ございません。返答をお願いします。

以上、いろいろご質問に対して、お話しさせていただきましたけれども、是正するところは是正する。いろんな考え方がありだということも、当然私もご承知でございます。宜しくお願ひ申し上げます。

また、代表監査委員については、今定例会に提案し、議会の同意を得ておりますが、再任を提案した明確な理由を再度ご説明下さい。

三、塵芥処理業務は、平成三十年度は、他の業者でしたが、今年度は、平成二十九年度までと同じ不正をした業者に戻ったようですが、住民から「問題はないのか」との声がありますが、問題がないとして契約したのであれば、その根拠は何かお尋ね致します。以上、宜しくお願ひします。

## 牧野村長

まず一点目につきましては、私と職

員の処分に係るところの考え方で、村員として、甘いのではないかと、そういうお考えで、ご質問されております。これにつきましては、ご承知のとおり、私の処分は、自ら報酬の減額処分は、議会にご提案申し上げて、議決をいただきました。

職員の処分につきましては、泊村職員の懲罰処分及び訓告及び嚴重注意の措置に関する要綱がございます。

それに基づいて適正にさせて、村としても対応して、今現在いるところでございます。

村職員に対しましては、嚴重注意というような形の中で処分をさせていただきますました。

それから、二点目につきましては、行政相談員に対する内容のことで、書面でお答えがないということのご質問なんですけれども、これにつきましては、行政として、滝本さんと監査委員との間で行った行為につきましては、村として、それなりに対応した、または、お願ひした経緯というものはございませんし、それは、個人個人の考え方の中で進められているということで、行政相談員の方のご質問がありましたけれども、そのように私はお答えさせていただきますので、村としての公書の提出はしないこととして、行政相談員の方にお話をさせていただきますました。

それは、お聞きになつていふことと私は思っております。

それと、今言った、二つ目の中で、監査委員の關係で、ご質問しているところがありますので、それも追加してお話しさせていただきませうけれども、監査委員として、人格者が、私どもは高潔で長く役場に職務経験をされて、地方自治法、または、地方公務員法という關係からすると、基本的に、職務の経験から、やっぱり、財政關係とか、事務管理並びに行政運営の關係で精通していらっしゃると、優れた識見をお持ちになっていらっしゃる人格者である、そういうことから、ご提案申し上げて、議会の同意をいただいたということ、私は、お話をさせていただいてございませう。

三つ目につきましては、これは、塵芥処理業務については、ご承知のとおり、住民監査請求の中で、いろいろとご迷惑をお掛けした経緯がございますけれども、このことが、平成二十九年に契約違反だということが発覚されて、私どもも調査に入り、監査委員の方々も調査に入り、そういう形の中で、内容についての業務について違反があるということから、これを私ども重く受け止めて、平成三十年では、指名業者から外す考え方で執行させていただきませう。

三十一年度につきましては、この業者は、やはり、いろいろとお仕事をされる中で、きちんとそれなりの行為をするべく、話し合いを持ちながら進めて来たところでございます、三十一年

度のこの塵芥処理業務の委託につきましては、きちんと、私ども、選考委員会を開いて、指名業者三者をもって指名し、その中で、今現在執行していただいてる業者が入札で落札致しましたので、今進んでいるところでございませう。

それなりにきちんとそれぞれの業務について、契約条項のとおり、私どもの方に書類を提出していただいております、適切なお仕事をされているというふうな、私どもも解釈しておりますので、今については、特に、問題のあるところはございませんので、その辺、ご承知していただきたいと思います。



### 滝本一訓議員（再質問）

今、質問した中で、一番なんですけれども、時効になって、村が回収できない委託金の金額は相当なもんだと。

二カ月三〇%の減額では足りない額で、村に損害を与えたことになるので、そのことは、どう村長が言っても、自分としては、処分が甘過ぎると思いません。

それから、二番目の代表監査委員のことなんですけれども、泊村行政相談員の件なんですけれども、村長の話では、「代表監査委員との個人の問題だ」と村長が言ってますけれども、この行政相談員の件というのは、事務監査請求の結果を報告して、署名した方々の意見を役場に報告に行って、その次の日に代表監査委員が突然自宅に来て、「何様のつもりだ」と。「話があるなら家へ来い」と。「同級生をあんな目にあわせていいのかと皆が言っている」、「新聞に出していいのかと思っているのか」と。して、「法律に基づいて監査したんだ」と。

もの凄い勢いで、帰る時は、家の玄関のドアを乱暴に閉め、その反動で半分位開いて帰りました。

そういう余りにも、自分自身がびっくりして、それで、行政相談員に相談に行ったということなんです。

私は、個人の問題でないと思うんで

すよ。

役場に報告に行って、次の日に来てるんですから、村長の言ってる個人の問題ではないと思います。

私は、そのことで、村長として、行政相談した件については、村長としてどのように対処するのか。

代表監査委員を任命した村長の責任をどう考えるのかということを書面で村長に出して、村長の回答は個人の問題だと。

私は、村長の言う、個人の問題ではないと思うんです。

それと、三番目なんですけれども、村議選の運動の中で、三月に、ゴミの業者が同じ業者に戻るといふ話がたくさんの人からありました。「おかしくないですか」と言うんですね。

二十三年位二人分の賃金を受け取っておいて、五年分役場に六〇〇万返したからといって、一年も経たないうちに元の業者に戻すということはどう考えてもおかしいと、村民からのたくさんな意見があったから、私は、この一般質問したんです。

回答をお願いします。

### 牧野村長

まず一点目の關係でございますけれども、議員さんと監査委員とお話しされた内容についてのことで、私は、何も、別に、それがどうのこうのって

いうことはおっしゃっております。あくまで、議員さんの所に、ご本人が行ったということについての内容がどうであれ、私共で関知してないというところで、それについては、お答えは私はずべき問題ではないと、そういうことで、ご回答しなかつたということとで解釈していただきたいと思えます。

これについても、行政相談員とお話し申し上げて、そのように、お伝えしたことをお聞きになつていらつしやる私は思つてます。

それと、最後の方の監査委員の関係も含めてなんですけども、いろいろな考え方がありだと思えますけども、村として、それなりに対応して進めて来たつていうことでご承知していただきたいと思えます。

三つ目につきましては、議員さんが、その何月にお聞きしたなんていうお話をされてますけれども、それは、どのような形で、承知したのかお分かりになりませんけれども、私どもは、やはり、法律上に基づいた中で、選考業者を設けて、それなりの入札をして、執行している業者に落札したというような考え方でありますので、その辺で何かご指摘があれば、次回にもお話ししていただきたいと思えます。

内容的には、これに、ご質問されている通告の内容の中に無いことも今お話しさせていただきますので、その辺は、いろいろ考え方がありだと思えます。

けども、今度の通告の時には、そこら辺も含めて、きちんとお話しをしていただければなとこのように思えます。宜しくお願い申し上げます。

### 滝本一訓議員（再々質問）

一番のことなんですけども、村民から見れば、やはり、処分自体が甘いなというふうに捉えてる人が結構多いです。

二番目なんですけども、今、村長が、個人の事だつて言つてましたけれども、このゴミの問題のことで、私が、間違つたこととしてるのでしようかと思つたんですね。ゴミのことで、村長に面談を申し込んで受けてもらえず、事務監査請求をし、監査結果は、違反はしているけれども、日誌記録がないからお金は返さなくてもいいですよと。滝本が係つて、業者にお金を返させて、代表監査委員は、自宅に「何様のつもりだ」と怒鳴り込んで来る。そういう何かそんな私、悪いことしたんでしようかなと思つてますよ。

こういうことなのに、そして、代表監査委員が、それこそ、地方自治法に代表監査委員は、高潔で、優れた見識を持つてゐる人がなると書いてあるけど、そういう、うちに怒鳴り込んで来るような人を議会でもまた選ぶと。

どうも、私は、納得できません。最後になりますけどもね、署名して

くれた人たちはね、やつぱり、しつかりした役場になつてもらいたいという思いで署名もしたんですよ。

役場も、長年、このゴミの問題は続いて来たんですけども、役場職員も、流れに乗つてやつて来たのでなく、間違つたことを変えていくというような姿勢の仕事をこれからはしてもらいたいと思えます。

### 牧野村長

塵芥処理業務委託事業につきまして

は、村としても、効率的な形の中で、適正に他の業者であつたとしても、やはり、それなりに基づいた形の中できちんと村は進んで行かなければならぬし、そのように執行して行きたいなとこのように思つております。宜しくお願い致します。

### 滝本一訓議員

これで終わります。どうも、ありがとうございました。

## 飯田 有二 議員

### 各種事業の見直しに関する ことについて



各種事業の見直しに関することについてということで、質問致しますけど、まず各種事業というのをちよつと説明させていただきます。

八項目ほどありまして、一番目が、各地区集会所使用料の改定、二番目が、ふるさと定住促進奨励金の見直し、三番目が、村内無料電話貸与パソコンポータルサイトの廃止、四番目、BSテレビ放送T・Y・T放送の廃止、五番目、

ゴミ袋及びゴミ処理券の有料化、六番目、温泉券追加交付の廃止、七番目、泊村高齢者医療費助成事業の廃止、八番目、簡易水道下水道使用料の改定、この八項目についての各種事業の見直しについて質問致します。

住民の声を村政に届けると公約しておりますので、今、住民が一番関心があることを取り上げました。平成二十九年四月からの各種事業の

見直しを実施してまいりましたが、住民のことを考えると大変な決断だったと思います。

しかし、なげもつと時間を掛けて、丁寧に説明し、このことでのどのような影響があるか協議してからでも良かったのではないのでしょうか。

見直しにより、住民サービスの低下と住民の負担の増加、また、住宅の空き家の増加等住民にはかなりの批判があるようで、行政に必ずこの声を届けて欲しいとの意見が、相次いで寄せられました。

村長は、住民の声をどのように受け止めて、十月には消費税率引き上げの予定になっておりますが、今後の各種事業、どのように進めていくのか、お伺い致します。

### 牧野村長

それでは、飯田議員さんからのご質問について、お答えをさせていただきますと存じます。

各種事業の見直しに関することについてというところで、それと、その中には、二事項に分けてご質問されてございますので、二つに分けてお話しさせていただきます。いただきますと思いますが、私は、村政の執行に当たって、住民の声を聞きまして、今日まで取り進めてまいりました。

特に、村政懇談会等もその例でござ

いますけれども、地域住民の皆様をはじめとして、その事業を進めるに当たっては、議員の皆様方からのお話を聞きしたり、更には、職員の見解を受けて、それぞれ事業を進めて来るところでございませう。

特に、平成二十九年度に、私ども、ふるさと定住促進奨励事業、それと保健福祉関係の助成事業、更には、公共施設の使用料など、いろいろ改正するところが中にはある訳でございませうけれども、特に、二〇一二年から泊発電所三号機が停止されて、今、稼働されてないということはご承知のことだと思います。

その中で、村として、国からの交付されております「電源立地地域対策交付金」の見直しをすると国から指示がございまして、現在は、七割交付という形の中で減額されているところでございます。

更には、大規模償却資産も年々減少をしていることについても、財政事情の内容からご承知のことと思っております。こういうこともあって、村の将来的なことを考えることで、二年間に亘って、議会と協議を進めて、平成二十九年度に制度の変更を行ってまいったところでございます。

村としても、これらの関係につきましましては、村の財政上の健全化・住民福祉の向上・医療政策・水産の振興等、更には、住宅問題や防災や減災など、そして、教育振興等のいろんな施策に

ついては、十分、議会と協議をしながら、今後も取り進めてまいりたいと思っております。

二点目につきましては、消費税の関係で質問がありますけれども、十月からの消費税が、各事業についてはどうなのかなということ、ご質問されておりますけれども、村としましては、公共施設に対する増税というものは、私は、現在考えてございませぬ。

今までもどおりの消費税を含んだ使用料をお使いになる方に請求するような形で進めて行きたいと思っております。

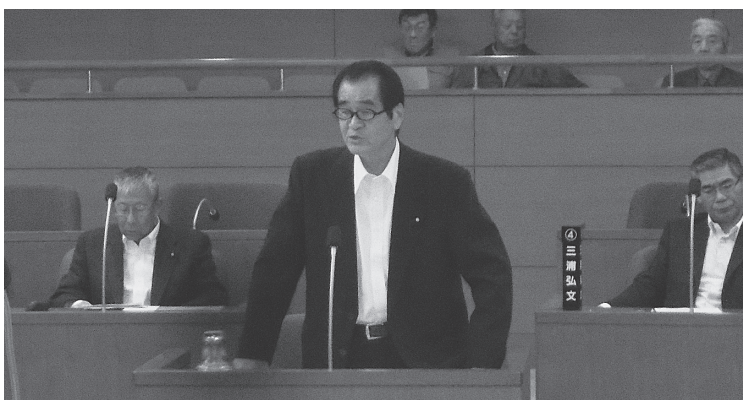
そういう関係でおりますけれども、村としても、法律的に、問題がないのかということをごきちんと確認しながら進めて行きたいと思っております。

以上、二点についてお答えさせていただきました。宜しくお願ひ致します。

### 飯田有二議員(再質問)

消費税率が変わっても、サービスは変わらないということなので、一つだけちよつと住民の安心・安全で住んでよかった泊村ということ謳ってますので、住民サービスについては、これ以上低下しないように、また、何か代わった住民サービスを考えていただきまして、例えば、住宅の関係で、沖繩の方の徳之島という島で、住宅の賃

貸で、一軒家ですよ。一軒家を建てて家賃は三万五千円なんです。子供一人産まれたら、五千円の減額になる。最大四人まで、だから二万円減額になって、最終的に一万五千円の家賃と、そういう所もあるんですよ。だから、泊村も、その辺、僕等もそうですけど、一緒に考えながら、もうちよつと住民サービスが良くなるように、一緒に考えて行きたいと思ひますので、宜しくお願ひします。返答はいいです。



## 飯田 有二 議員

### 中央バスの増便と

### 岩内町の循環バスについて

中央バスの増便と岩内町の循環バスについて、質問致します。

中央バスの運行ですが、広報によりますと、十二月の村政懇談会に意見が出ていて、回答に「午後の帰りの時間帯を中央バスと調整してまいります」とありました。

住民が大変不便を感じております。

この件について、六カ月が経ちましたが、どのようになっておりますか。また、岩内に着いてから、各病院に行くのが大変で、タクシーで行くことがあるようです。

現在、岩内町で運行している循環バスと時間調整をしていただき、また、各病院周遊で利用できるようにとの声があります。

これにつきまして、村長の考え方を伺い致します。  
宜しく願います。

### 牧野 村長

それでは、ただ、飯田議員さんからのご質問についての二点目のお答えをさせていただきますと思います。

これは、中央バスの関係で、いろいろと住民の方々は、時間的に不便を蒙っているということで、これについての対応を如何にすべきか村として考えをということでございます。

それで、私も、中央バスで今まで運行させていたところの盃温泉街の減便が、これが主でございます。年々、今まで、バス会社といろいろと岩宇四カ町村は協議しながら助成をして来たところでございますし、また、バス会社からも、いろいろと減便ということを考えながらも、逆に、助成する方が、村として多くなつて来た。

そういうことから、岩宇四カ町村自体、協議を図って、今日まで来ているところでございます。

それで、特に、岩内から泊方面、または、岩内方面への逆の便も考えて行かなければならないと思うんですけども、特に、岩内方面からの正午の四十分から、午後の四時十分まで便がないという、これらの関係につきまして、今、言ったように、住民にご不便を掛けているという経緯もございしますので、今、岩宇四ヶ町村の職員間で、これらについて、七月に協議会を開くことで進めているところでございます。

本来ならば、时期的にもっと早くしなければならぬところなんですけれども、なかなか相手方もあることでございしますので、協議としては、七月にさせていたいただいて、住民応えられるような形をとっていただければとこのように思っておりますし、村としても、強くこの辺を訴えて行きたいこのように思っております。

二番目の関係なんですけれども、岩内町で運行している循環バスのノッタラインの関係で、町民の方々は大変利便性があるとして喜んでいただいております。

そういう中で、村としても、中央バスとの連携について考えながら、いろいろな形の中で、協議しているところでございますけれども、本村としても、これらの便との競合性を図るということができるとか、それら辺も十分考えながら、検討して行かなければならないということで考えてございます。

いずれにしても、岩内町での運行については、私も関知するところではございませんけれども、中央バスとの便の関連性の中で、うまく利用できるような形がとればなとそこら辺も含めて、検討して行きたいと思っております。

以上、二点についてお話しをさせていただきました。宜しく願います。

### 飯田有二 議員 (再質問)

中央バスの関係の補助金なんかは四町村で協議して決めると思うんですよ。だから、その時の協議の中で、岩内町の循環バスの利用については、多分、共和町さんも、神恵内さんも、泊は当然ですけど、循環バスについては、利用している人も、今いると思うんですけど、岩内に着いてからの協会病院行ったり、量販店に行つて買い物する、その不便さを解消するために、循環バスを泊方面から岩内に着いた後、岩内からの接続をうまくやつてもらつて循環してもらつるように、その辺をどうせ四ヶ町村で集まって協議するんだつたら、その辺も、一緒に協議して欲しいんですよね。

そして、泊村の要求はこういうことです。

これは、多分、岩宇四ヶ町村が岩内を省いて、共和・神恵内・泊の住民

は、そういうふうになっていると思うので、せっかくバスが無料で行けるのに、岩内行つてから、タクシー乗って、病院に行つたり、量販店に行つたりするのはいかなものかなと思ひ、村長の意見を聞きたくつたんですけれど、七月に検討あるということなので、その辺を提案して、話し合つてもらいたいなと思ひますので、村長の意見をお聞かせ下さい。

### 牧野 村長

岩内から泊までの便というものについては、今、言つた時間帯の中で、中央バスと協議をして、良い方向に、便を変更できるか、調整させてもらいたいなと思ひて、強くそれを要請して行きます。

ただ、二点目のことをお話しした、岩宇四ヶ町村の中で、このノツタラインについては、また、岩内との関係でございしますから、この時に協議できるかどうか、そこら辺はちよつと別問題ではないかなとこのように思ひますので、その辺、一応、話は各担当の方で進めますけれども、そこら辺も含めた中で、協議をするような形をして行きたいなとこのように思ひますので、その辺宜しくお願ひ申し上げたいと思ひます。

### 飯田有二議員

これで終わりますけれど、是非、住民が不便を感じてますので、宜しくお願ひします。

以上です。終わります。

## 長尾 透 議員

### 泊村から岩内町へ通学する生徒の定期券の無償化について

村長が、常々唱えている「住んでよかった泊村」逆に、泊村で住むことにより掛かる経費があります。

その一つが、泊村から岩内町へ通学する生徒の定期券代です。

生徒を持つ親は多額の負担に苦慮しているとお聞いております。

泊村は、三十数年財政力指数が北海道一位であり、新聞、テレビ等で財政豊かな村として紹介されていますが、三十数年、この問題について討論されたことがなかったことに疑問を感じておりました。

泊村は、子育て支援事業として、児童養育奨励制度・就学祝金制度（小学校・高等学校等）・遠距離通学費助成



制度（中学校）・修学旅行費用助成制度（小学校・中学校）等と、多岐にわたり支援しておりますが、各町村の動向を見ながら判断するものでなく、先駆町村として定期券の無償化を子育て支援の一環として考え、実施していただきたいと思ひますが、村長のお考えをお伺ひ致します。

### 牧野 村長

ご質問の中に、三十年間定期券の無償化について検討してはなかったという、これは、事実でございます。この件についても含めてお答えさせ

ていたきたいと思います。本村は、ご承知のとおり、様々な独自施策を実施している中で、子育て世代への事業はじめ、義務教育への奨励補助金並びに小学校・高校生の就学祝金等の支援を図つて来たということは、議員からのご指摘のとおりでございます。

基本的には、出生から義務教育を受ける子供達に対し、家族の負担の軽減を図ることを目的として、この事業を進めさせていたいただきました。

この事業は、ご承知のとおり、泊発電所の誘致によつて、収入財源が増というふうな形の中で、この事業ができるということもご承知のことだと思ひております。

それで、基本的には、先程お話し申した、義務教育生徒に係るところの家庭の軽減ということと、それには、小学校入学・高校受験に対する合格者に対しても含めたお祝ひ金も進めているところでございまして、高等学校の定期券の無償化ということで、今、ご要望があったことについては、私自身も、子供二人いて、高校入学して定期券が無償化ということがなれば大変よろしいかなと思ひておりましたけれども、今、言つた関係のことからすると、ちよつと、助成的にも無理があるのかなというところで、私自身も難しいことの一つとして、行政の方を執行させていただきます。今現在おります。

参考になんですけれども、今、岩内高校で通つているのが二十九名いらつ

しゃいます。

それと、小樽潮陵高校他学校の方に通学しての方々が二十名いて、現在四十九名の方が本村からそれぞれの学校に通学しているところでございます。

ご承知のとおり、一ヶ月大体一万七千円〜一万八千円ぐらいの定期券代が岩内高校まで行くには掛かるというところで、これらを基本にした場合には、多額な金額を助成するような形になるのかとこのように思っております。

これから、村としても、財政的に厳しい負担の中にあるがゆえに、これらのことも慎重にしながら進めて行かなければならないと思っておりますけれども、特に、また話を変えて、国では、二十六年の四月から、国公私立学校を問わず、所得制限を進めて、低所得者を優遇し、低所得者には、授業料は免除するけれども、高所得者には免除しないというような法律的な形になってございます。

こういう状態の中で、村としても、いろいろと先程言ったように財政的に厳しいところもございませうけれども、高校生に対する支援事業として、一理やっぱり考えるところも必要なのかなとこのように思います。

定期券の無償化以外に、村の制度としてやって行けないものなのかなというところで、多様な支援事業の中で、特に、定住促進奨励事業や福祉政策事業

の中で、いろんなことをいろいろと検討しながら進めて行くことも必要なのかなと、今現在、私はこのように思っております。

そういうことで、お答えになるかどうかは別にしましても、今のところは、将来的に検討することを考えて行かなければならぬなと思っております。同じことを言うようですけれども、定期券の無償化ということのみならず、違う角度での事業の中で、支援できればなとこのように考えておりますので、その辺、宜しくお願い申し上げます。

### 長尾 透議員（再質問）

一般質問の通告が、六月十四日の午前中でしたので、村長は、課長に対し泊村から岩内町へ通学する生徒の人数、定期券の購入額を今お話ししましたが、調べさせ把握していると推察し、購入額は取って提示しません。

今、村長の答弁を聞いていますと、「義務教育ではないからできない」、「財政が少ないからできない」。

ここで、私の考えを言っておきますけど、予算科目と予算財源について、私なりの考えを述べさせていただきます。「それはあなたの考えでしよう」と言わずに聞いていただきたいと思っております。

まず予算科目ですが、三款 民生

費、一項、一目、十九節 負担金補助及び交付金の泊村福祉乗車証交付助成事業に増額補正し、泊村福祉乗車証交付事業要綱の第三条の一項から六項の次に、「七項 泊村から岩内町に通学する生徒」を追加し対応すればできることだと思えます。

平成三十年度の決算剰余金は、十三日提出の決算額調書の八六、八六一、七一九円と報告されております。

この決算剰余金の発生理由は、当初予算への過大計上の結果と捉えております。

過去十一年間の牧野村政の剰余金の推移を平成二十年から平成三十年まで調べたところ、平成二十年は一九、一九〇、七七〇円でしたが、これは、前村長が一年の四分の三月を執行したものであり、カウントしませんでした。平成二十一年から平成三十年までの合計は、七七〇、八二九、八五八円であり、一年平均七七、五八二、九二五円となっております。

平成二十三年度は、一億三一、六四二、四四七円、平成二十四年は、一億二〇、〇六一、六六〇円もの多額の剰余金が発生しており、剰余金の額としては異常であります。

二千万円前後が妥当額だと考えております。

これを踏まえて、令和元年度においても、多額の剰余金が発生することが予見でき、経常経費、臨時経費を精査することにより、十分財源確保が可能

と考えておりますが、この質問に対する村長のお考えをお伺い致します。

### 牧野村長

議員さんからは、剰余金の関係で、平成二十一年度からの金額についてお話を聞きました。

いろいろな事業を執行する上では、健全財政を堅持するということを基本しながら進めているところでございます。

それで、先程お話ししましたように、いろんな考え方がありだと思えますけれども、特に、私の方で、定期券代に対する無料化で試算しましたら、大体、今の高校生四十九人とお話ししましたけれども、段々生徒少なくなるだろうとは思いますが、大体一年間当たり、もし、これが助成するような形であれば、一千万の助成金になるのではないかなというふうにして計算しております。これが、一年生から三年間行くということなれば、大体三、一〇〇万ぐらいの支出になるというような形の試算になります。

これらからいくと、ちよつと厳しいのかなっていうのも考えるところでございますけれども、先程お話ししたように、他の事業の定住促進、または、福祉施策の中で、検討することも必要かと思っておりますので、その辺考慮していただきたいと思います。



す。  
今の関係については、これだけの無償化っていうのは、私自身は考えてございませぬ。  
違う事業の中で吸い上げていくことも検討して行きたいと思っております。

長尾 透議員

一回目、二回目、残念ながら的を得た回答を得られませんでしたので、前例に漏れず、三回目の質問をしても、一回目・二回目の回答を繰り返すことと予想されますので、質問は致しません。

今後、私の意見に賛同した父母や住民より、要望書、あるいは、嘆願書の提出がなされた時には、今回のような回答ではなく、誠意ある回答を望みます。回答はいりませぬ。  
終わります。



議会活動

北海道町村議会議員研修会  
(6月25日：札幌コンベンションセンター)

全道144町村の町村議会議員が一堂に会して開催され、本村から全員が出席しました。

第1部では政治評論家 有馬晴海氏から『どうなるの？今後の日本政治』と題して、今日本が抱えている「少子高齢化、財源不足」という危機の中で、政治的視点で課題解決の糸口を探るなど話がされ、又第2部では、中央大学名誉教授 佐々木信夫氏から『地方は変わるか～議会はどう変わるか、自治体をどう変えるか～』と題して地方議会の役割の重要性についてなど話されました。



# 議 会 日 誌

令和元年五月一日～  
令和元年七月三十一日

5月

9日 第一回臨時会（開会・閉会）  
14日 例月出納検査  
20日 後志町村議会議長会臨時総会  
（倶知安町 宇留間議長出席）  
平成31年第1回岩内・寿都地方  
消防組合議会臨時会

（岩内町 三浦議員出席）

26日 泊消防団総合演習（各議員出席）  
27日 後志総合開発期成会定期総会等  
（倶知安町 宇留間議長出席）  
27日～28日 町村議会議長・副議長研修会  
（東京都 宇留間議長・  
吉田副議長出席）

6月

1日 泊小学校大運動会（各議員出席）  
7日 議会運営委員会  
11日 後志町村議会議長会臨時総会  
北海道町村議会議長会定期総会  
議長会議

（札幌市 宇留間議長出席）

12日 北海道新幹線建設促進後志・小  
樽期成会理事会・総会

北海道横断自動車道黒松内・小  
樽間建設促進期成会総会  
（小樽市 宇留間議長出席）  
後志総合開発期成会后志段階要  
望運動  
（小樽市・倶知安町  
宇留間議長出席）

12日 例月出納検査

13日 第2回定例会（開会）

16日 村田北海道議会議長就任を祝う  
会（札幌市 宇留間議長出席）

17日 第2回定例会（再開・閉会）

23日 全員協議会（全議員出席）

23日 北海道議会議長就任祝賀会  
（二七〇町 宇留間議長出席）

25日～26日 北海道町村議会議員研修会  
（札幌市 全議員出席）

26日 後志総合開発期成会道段階要望  
運動（札幌市 宇留間議長出席）

27日 伊達参議院議長表敬訪問  
後志総合開発期成会懇談会

28日 後志総合開発期成会中央段階要  
望運動  
（東京都 宇留間議長出席）

4日 令和元年第1回岩内地方衛生組  
合議会臨時会  
（岩内町 飯田議員・  
滝本議員出席）

7月

（岩内町 飯田議員・  
滝本議員出席）

令和元年第2回岩内・寿都地方  
消防組合議会臨時会

（岩内町 三浦議員出席）

5日 例月出納検査

7日 第41回神恵内沖揚げまつり  
（神恵内村 宇留間議長出席）

10日 第25回後志町村議会議員パーク  
ゴルフ大会  
（京極町 鎌田・飯田・結城・  
三浦・長尾議員参加）

12日 道道泊共和線交付金（茅沼2号  
トンネル）工事安全祈願祭  
（共和町 宇留間議長出席）

15日～16日 全国原子力発電所立地市町村議  
会議長会役員会及び総会  
（東京都 宇留間議長出席）

17日 泊発電所環境保全監視協議会  
（札幌市 宇留間議長出席）

19日 群来まつりに係る伊方町との交  
流会（宇留間議長出席）

20日 第48回群来まつり（各議員出席）

27日 岩宇町村議会議長会定期総  
会  
（岩内町 宇留間議長・  
吉田副議長出席）

28日 第7回第3地域会ふるさと祭り  
（宇留間議長出席）

## 編 集 後 記

「議会だより」第一七三号をお届け  
いたします。

今回は、令和元年六月の第二回定例  
会について編集いたしました。

ぜひご覧になって、村の方針や議会  
活動もご理解を深めていただきたいと  
思います。

また、議会だよりに対するご意見・  
ご要望等がございましたら、遠慮なく  
議会事務局までご連絡下さい。

議会だより編集委員会

宇留間 文宣  
吉田 茂樹  
長尾 透  
三浦 弘文